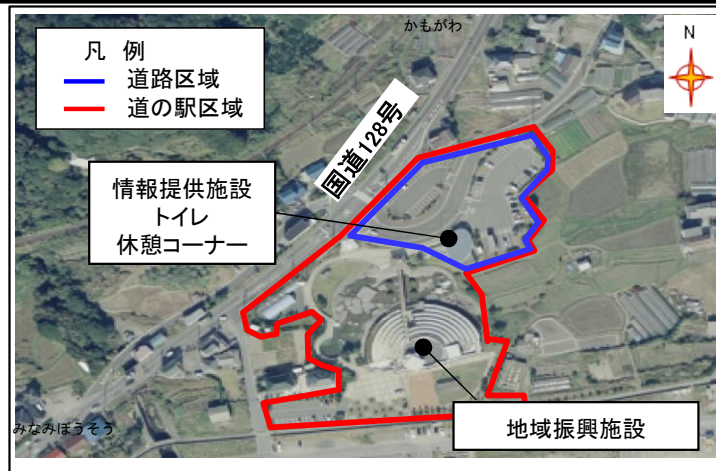


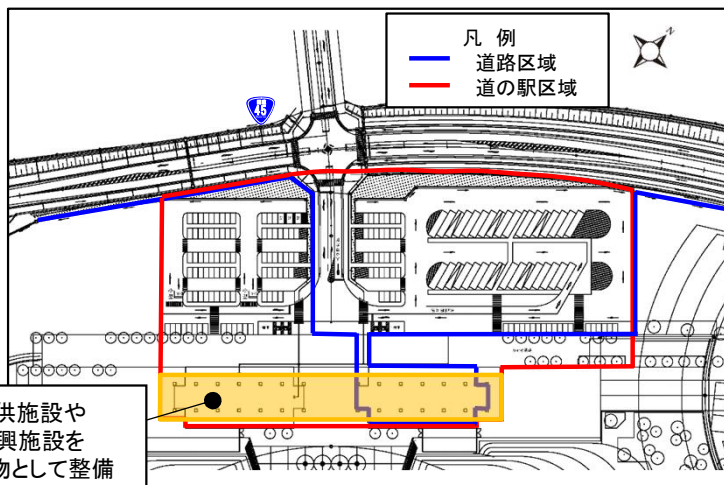
情報提供施設等の規定の見直し

国土交通省 道路局
企画課 評価室
令和6年12月

- 「道の駅」には、道路区域にトイレや情報提供施設を整備し、地域振興施設と別棟で離れていてあまり利用されていない事例も存在。
- また、情報提供施設についても、誰もがスマートフォンで情報を入手できる時代になり、大きなモニターや施設よりも無料で使えるWi-Fi環境の方が求められている。これらに対応した『「道の駅」登録・案内要綱』の見直しなどが必要。



道の駅「鴨川オーシャンパーク」(千葉県)



道の駅「高田松原」(岩手県)

■大型情報板による情報提供の例



大型情報板による観光案内



大型モニターによる情報提供

■オンラインによる情報提供の例



休憩コーナーの紙コップに印刷された道路情報提供QRコード
(広島県内の4つの道の駅で設置)



観光地の位置情報を取得するカーナビ用のQRコード
道の駅「うとろ・シリトク」(北海道)

情報提供施設等について、時代に適合した整備が可能になるよう、
規定を改訂

登録・案内要綱(局長通知)

- ・ 駐車場・トイレ・ベビーコーナー・**通信環境**電話は24時間利用可能であること
- ・ ~~案内・サービス施設には、原則として案内員を配置~~

当面の運用方針(評価室長通知)

- ・ **通信環境**とは、**公衆電話、携帯電話による音声電話可能な環境、無料公衆無線LANとの接続**とする
- ・ **案内・サービス施設は**、利用の実情を考慮し、他の機能を有する施設と**複合的に配置することも可**
- ・ 情報提供にあたっては、**案内員の配置**や**Webを活用した情報発信**など親切で分かりやすい対応を心がける

防災に関する規定を追加

当面の運用方針(評価室長通知)

- 防災拠点としての役割を持たせる場合、当該地域の地域防災計画等と整合を図る
- 都道府県または市町村の地域防災計画に位置付けのある「道の駅」においては、BCP(業務継続計画)を策定する

登録取り消しに関する規定を追加

登録・案内要綱(局長通知)

- 「道の駅」登録者は、登録の取り消しを願い出る場合、1ヶ月以上前に申請

その他、表現の適正化等の修正を加える

本日

- 改訂内容を確認

1月以降

- 改訂版の施行



次年度の「道の駅」新規登録から適用